

岡山市可燃ごみ処理施設整備・運営事業
要求水準書 第Ⅳ編 焼却灰及び飛灰資源化業務編
目 次

第1章	総則	1-1
第2章	管理運営体制	2-1
第3章	灰資源化業務	3-1

目 次

第1章 総則	1-1
第1節 特記事項	1-1
1-1-1. 基本事項	1-1
1-1-1-1. 事業名称	1-1
1-1-1-2. 業務内容	1-1
1-1-1-3. 業務場所	1-1
1-1-1-4. 業務期間	1-1
1-1-1-5. 業務範囲	1-1
1-1-1-6. ユーティリティ条件	1-1
1-1-2. 業務実施に係る基本方針	1-1
第2節 一般事項	1-2
1-2-1. 要求水準書の遵守	1-2
1-2-2. 関係法令等の遵守	1-2
1-2-3. 関係官庁等申請への協力	1-2
1-2-4. 岡山市及び関係官庁への報告	1-2
1-2-5. 岡山市の検査	1-2
第3節 灰資源化業務条件	1-3
1-3-1. 資源化処理	1-3
1-3-2. 提案書の変更	1-3
1-3-3. 要求水準書記載事項	1-3
1-3-4. 試運転	1-3
第2章 管理運営体制	2-1
第1節 業務実施体制	2-1
第2節 有資格者の配置	2-1
第3節 連絡体制	2-1
第4節 個人情報の保護と秘密の保持	2-1
1-4-1. 個人情報の保護	2-1
1-4-2. 秘密の保持	2-1
第3章 灰資源化業務	3-1
第1節 灰資源化業務	3-1
第2節 その他	3-1

第1章 総則

本件事業で実施する焼却灰及び飛灰資源化業務は、本件事業に伴い発生する焼却残渣（焼却灰、飛灰）の資源化を行うものである。事業者（本編においては、「焼却灰資源化及び飛灰資源化企業」をいう。以下同じ）は運営管理事業者及び運搬企業と連携し本件施設及び資源化施設の基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運搬業務を行う。

第1節 特記事項

1-1-1. 基本事項

1-1-1-1. 事業名称

本件施設として整備する主な施設

(1) ごみ焼却処理施設：200t/24h（100t/24h×2 炉）

全連続燃焼式ストーカ炉

《処理対象物》

可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し渣、可燃性残渣、災害廃棄物

1-1-1-2. 業務内容

本業務は、本件施設から排出される焼却残渣（焼却灰・飛灰）（以下、「灰」という。）に関する資源化業務であり、本書に示すとおりである。

1-1-1-3. 業務場所

岡山市南区豊成一丁目4番ほか

1-1-1-4. 業務期間

令和9年4月1日～令和29年3月31日（20年間）

1-1-1-5. 業務範囲

以下を基本とする。

・灰資源化業務

本件事業に伴い発生する灰を原則、全量資源化するものとする。

1-1-1-6. ユーティリティ条件

「岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業 要求水準書第I編設計・建設業務編」に示すとおり

1-1-2. 業務実施に係る基本方針

事業者は、本業務の実施に当たり、次の基本方針を遵守する。

- (1) 本件事業により発生する灰を適正に処理し、資源化を行う。
- (2) 灰の処理にあたっては原則、全量資源化可能な手法とする。
- (3) ここでいう灰資源化は、焼却灰（主灰、飛灰）をセメント原料化、熔融、焼成、山元還元等の処理により資源として有効利用するものとする。
- (4) 運営期間完了までに継続的に資源化処理を行うものとする。

第2節 一般事項

1-2-1. 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守する。

1-2-2. 関係法令等の遵守

事業者は本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

1-2-3. 関係官庁等申請への協力

事業者は、岡山市が行う運営に係る関係官庁等への申請等に全面的に協力し、岡山市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、事業者が行う灰資源化業務に係る申請に関しては、事業者の責任により行う。

1-2-4. 岡山市及び関係官庁への報告

灰資源化業務に関して、岡山市及び関係官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、関係官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については岡山市と協議するとともに岡山市にも提出する。

1-2-5. 岡山市の検査

岡山市が事業者の運転や設備の点検等を含む灰資源化業務状況全般に対する立ち入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

1-2-6. 作成書類・提出書類

事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前に岡山市に提出し、岡山市の承諾を受ける。なお、提出する事項等について以下に例を示すが、事業開始前に岡山市と協議し決定する。

表 事業実施計画書の構成（参考）

灰資源化業務
①灰資源化業務実施計画書 ・灰資源化計画 ・品質管理計画 ・その他関連業務計画 ・灰資源化業務管理記録様式 ・月報・年報様式 等を含む

第3節 灰資源化業務条件

1-3-1. 資源化处理

- 1) 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努める。
- 2) 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努める。
- 3) 施設の運営に対応した維持管理を行う。
 - (1) 本業務は、次に基づいて行うものとする。
 - ① 灰資源化業務委託契約書
 - ② 本要求水準書
 - ③ 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設編、第Ⅱ編 運営管理業務編、第Ⅲ編 運搬業務編）
 - ④ 事業者の技術提案書（事業計画提案書も含む）
 - ⑤ その他岡山市の指示するもの

1-3-2. 提案書の変更

本業務期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させるように変更を行うものとする。

1-3-3. 要求水準書記載事項

- 1) 記載事項の補足等
要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上に繋がる提案等を妨げるものではない。要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能および機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。
- 2) 契約金額の変更
上記1)の場合、契約金額の増額はしない。

1-3-4. 試運転

- 1) 本件施設の試運転で発生する灰の資源化については、事業者が行うものとする。
- 2) 本件施設から発生する灰を資源化するために必要な調査などは、試運転期間中から行う。

第2章 管理運営体制

第1節 業務実施体制

- 1) 事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備する。
- 2) 事業者は、整備した業務実施体制について岡山市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに岡山市に報告する。

第2節 有資格者の配置

事業者は、本業務を行うにあたり、必要な有資格者及び総括責任者、業務管理者その他の業務担当者等を配置する。なお、関係法令、関係官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任は可能とする。

第3節 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の岡山市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに岡山市に報告する。

第4節 個人情報の保護と秘密の保持

1-4-1. 個人情報の保護

事業者は、岡山市個人情報保護条例を遵守し、本件施設を管理するにあたって知り得た市民等の個人情報を取扱う場合については、漏洩、滅失またはき損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

また、本業務に従事している者または従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

1-4-2. 秘密の保持

事業者は、業務の実施において知り得た事項について、岡山市の事前承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

第3章 灰資源化業務

第1節 灰資源化業務

- 1) 事業者は万一、有効利用できない灰が生じた場合、その適正な処理・処分を行うため運営管理事業者と協議の後、岡山市と協議を行うこと。
- 2) 事業者は、灰の資源化施設が長期間のメンテナンス等により、本業務が滞ることがないように、貯留施設を設けることや2工場体制（構成企業間での相互協力）等の対策を講じるものとする。
- 3) 事業者は、灰の資源化に関して、有効利用量について記録し、岡山市に報告しなければならない。
- 4) 事業者は、灰資源化施設と本件施設のそれぞれの運営・運転計画について十分な連携を図り、灰の搬出が滞ることにより本件施設の運転に影響が出ないようにする。
- 5) 異常事態等が発生した場合は、事業実施計画に従い適切な処置を施すとともに岡山市へ速やかに報告する。
- 6) 一般廃棄物処理施設の許可を有する施設で処理する。

第2節 その他

予期しない理由により、灰資源化施設を変更しなければならない場合は、岡山市に事前に報告し、業務実施先、運搬ルート等を協議する。